	岡谷市大字小井川七七七七	長野国道事務所岡谷維持修繕出張所
	飯田市上村八五八の一〇	南信森林管理署上村森林事務所
	伊那市長谷溝口一四〇二の三	南信森林管理署伊那里森林事務所
	伊那市長谷溝口一五二七	天竜川上流河川事務所伊那分室
	伊那市長谷溝口一二〇四の一	関東地方環境事務所伊那自然保護官事務所
	上伊那郡中川村大草六八八四の一九	天竜川ダム統合管理事務所
	木曽郡南木曽町吾妻三三九八の三	木曽森林管理署南木曽支署蘭森林事務所
岐阜県	郡上市白鳥町白鳥四一五の二	岐阜森林管理署白鳥森林事務所
	下呂市小坂町大島一六四三の二	岐阜森林管理署
	下呂市小坂町大島一六四三の二	岐阜森林管理署小坂森林事務所
	下呂市小坂町湯屋四	岐阜森林管理署濁河森林事務所
	下呂市小坂町湯屋四	岐阜森林管理署大洞森林事務所
静岡県	駿東郡小山町須走字大尾根一一二の三三	静岡森林管理署小山第一治山事業所
	○駿東郡小山町須走字大尾根一一二の三三	静岡森林管理署小山第二治山事業所
	○駿東郡小山町須走字大尾根一一二の三三	
京都府	京都市左京区大原勝林院町六一一の一	書陵部月輪陵墓監区事務所
鳥取県	鳥取市国府町殿二〇六の四	鳥取河川国道事務所殿ダム管理支所
	西伯郡大山町大山官有地	鳥取森林管理署大山治山事業所
岡山県	苫田郡鏡野町上齋原五一四の一	上齋原原子力規制事務所
広島県	庄原市高野町新市一〇七八	広島北部森林管理署新市森林事務所

附　則

（施行期日）

1　この内閣官房令は、令和七年四月一日から施行する。

（改正法附則第十一条第四項又は第五項の規定による寒冷地手当に関する経過措置）

2　この項から附則第四項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　一般職給与法　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）をいう。

二　改正法　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）をいう。

三　新寒冷地等在勤等職員　改正法附則第十一条第一項第二号に規定する新寒冷地等在勤等職員をいう。

四　特定旧寒冷地等在勤等職員　改正法附則第十一条第一項第三号に規定する特定旧寒冷地等在勤等職員をいう。

五　継続特定旧寒冷地等在勤等職員　改正法附則第十一条第一項第四号に規定する継続特定旧寒冷地等在勤等職員をいう。

六　切替日　改正法第四条の規定の施行の日をいう。

七　基準日　改正法第四条による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条に規定する基準日（その属する月が令和七年十一月から令和九年三月までのものに限る。）をいう。

3　改正法附則第十一条第四項の適用を受ける特定旧寒冷地等在勤等職員に対しては、その新寒冷地等在勤等職員又は特定旧寒冷地等在勤等職員であった期間を継続特定旧寒冷地等在勤等職員として勤務していたものとみなして同条第二項及び第三項の規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給する。

4　人事交流等により検察官であった者又は一般職給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であった者から切替日以降に引き続き一般職給与法の俸給表の適用を受ける職員（以下「俸給表適用職員」という。）となり、特定旧寒冷地等在勤等職員となった場合であって、基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、切替日の前日から当該基準日の前日までの間におけるその俸給表適用職員でなかった期間を俸給表適用職員として勤務していたものとみなして、改正法附則第十一条第二項及び第三項又は前項の規定を適用したとしたならば寒冷地手当を支給されることとなる者に対しては、これらの規定を適用して算出される額の寒冷地手当を支給する。

府　令

○内閣府令第二十三号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）及び金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和七年政令第百一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。